

不登校・ひきこもりのこども支援に関する  
政策評価書

令和5年7月

総務省



## 前書き

我が国では、小中学校の児童生徒数が減少傾向にある中、不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度には新型コロナウイルスの感染回避を目的とした長期欠席者を除いても約24.5万人と過去最多となった(注)。中には、学校を長期間欠席し、かつ、友人との交流といった外部との接触もなく、ひきこもり状態となっている者も一部いると考えられ、これらの不登校やひきこもりの児童生徒には、個々の状況に応じた対応が必要である。

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に基づき、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月31日文部科学大臣決定)を策定し、個々の児童生徒の状況に応じて必要な支援を行うこと、支援に際しては学校への登校という結果のみを目標にしないことなどを明確にした。

また、国は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)を策定し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとしている。

上記基本指針は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしており、この達成のためには、上記大綱や基本指針における不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方が、教育現場を始めとして広く浸透することが重要となっている。

本政策評価は、どのように効果測定を行えばよいかを検討しつつ、以上の基本的な考え方が実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から、総合的に評価することを試みたものである。

(注) 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和4年10月27日文部科学省初等中等教育局児童生徒課)



## 目 次

第1	評価の対象とした政策等	
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
	(1) 実地調査の実施	1
	(2) アンケート調査の実施	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	4
第2	評価の対象とした政策の概要等	
1	不登校児童生徒への支援に関する政策の背景・概要	5
	(1) 教育機会確保法と基本指針に係る政策の背景・概要	5
	(2) 子若法と大綱に係る政策の背景・概要	6
2	政策効果の把握等	7
	(1) 効果把握の対象とする支援の流れ	7
	(2) 不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策効果の把握	8
第3	政策効果の評価結果	
1	アセスメント	10
	(1) 支援の実施状況	10
	(2) 学校の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	22
2	個々の児童生徒の支援策の検討	27
	(1) 支援の実施状況	27
	(2) 学校等の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	34
3	フォローアップ	43
	(1) 支援の実施状況	43
	(2) 学校の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	49
4	支援に対する満足度への影響	53
	(1) アセスメント	54
	(2) 個々の不登校児童生徒の支援策の検討	54
	(3) フォローアップ	55
	(4) 頼れる人の有無別の満足度への影響	56
第4	まとめ	59
	資料編	66

